

平塚市青少年育成の基本方針

平塚市・平塚市青少年問題協議会

育成理念

次世代を担う青少年（註1）が心身ともに健やかに成長し、自立した心豊かな社会人になることは、市民すべての願いであり、それを実現させることは私たち大人の責務です。

今日私たちは、都市化や消費社会化などに加え、高度情報化社会の進展により、これまで経験したことのない新しい価値観によって形づくられた時代を迎えています。この新しい時代を動かしていく青少年が備えるべき能力と言えば、一つにコミュニケーションを図る力であり、二つに情報を処理する力であることは確かです。

しかし、青少年が将来ひとり立ちし、良き社会の一員となるべく優先して身に付けるべきは、時代を動かす力というよりむしろ、正義や公平を重んじる気持ちや生命を尊ぶ心、我慢し譲り合う精神など、バックボーンとなるべき人間性・社会性であり、それらを青少年のうちからしっかり培わせるのが何より大切です。

そこで平塚市では、次に示す四つの青少年像を育成の柱に掲げ、人格形成の土台となるべき人間性・社会性のかん養を青少年育成の基本目標とするとともに、この地に暮らす青少年の一人ひとりが、より広い視野で物事を考えて行動でき、未来の新しい社会の創出に関わることができる、立派な大人に成長してもらうことを期待します。

- 人と人とのつながりを大切にする、心豊かで優しい青少年
- 社会の一員としての自覚を持ち、責任ある発言や行動ができる青少年
- 自然を愛し、文化を理解し、地域のために自ら行動できる青少年
- 生きる力、創造する力に富み、チャレンジ精神あふれる前向きな青少年

青少年の現状

現代に生きる青少年は、急速に移りゆく時代の変化の中で成長しています。それだけに環境の変化には敏感であり、大人よりも先に次の時代へ順応を始めています。異文化等に馴れ親しむスピードも早く、青少年特有の文化を創り出していること等、大人にはない優れた感性や柔軟性を備えています。ボランティアや地域活動、あるいは国際協力などに取り組む青少年も、今日少なからず見られるようになりました。

しかし反面、物質的な豊かさや便利さの中で育ってきた今日の青少年には、自立心や自主性の不足がみられ、人間関係をつくる力が未熟であったり、他人や地域・社会の動きに無関心であったりするなど、社会性の貧困さが指摘されています。また最近、子どものいじめがエスカレートしており、いじめの対象になった者を自殺へ追い込むなど、人として決して許されないケースさえ見受けられるようになりました。

こうした青少年の負の側面は、一般的に核家族化や少子化、都市化の進行、消費社会化や情報社会化の進展などを背景に生み出されていると認識されています。しかし近年それらに加え、大人のモラルの低下が青少年の規範意識に深刻な影響を与えており、青少年が大人の良いところより悪い

ところを見習い、それを楽しんだり面白がったりするなどの風潮を生んでいます。

一方、子どもに対する虐待・性的暴行も増加し、青少年が犯罪に巻き込まれる例も後を絶ちません。

基本方針策定の目的

青少年をめぐる問題は、私たち大人社会の問題を映す鏡です。青少年が心の豊かさを備え、心身ともに健やかに成長するためには、まず大人である私たちが自らを見直し、青少年の良き手本となるよう努めていくことが大切です。

平塚市では、これまで青少年施策の基本的方向を示す『平塚市青少年対策の基本方針』（註2）や『新平塚市総合計画（HOTプラン21）』（註3）に基づき青少年行政（註4）を進めてきました。しかし青少年育成に関する考え方は、近年、青少年を保護の対象として客体的に捉えるだけでなく、青少年の能動的な側面をより重視し、自己実現を図る主体として捉えるべきだとする考え方へシフトしてきています（註5）。

そこで、従来の『平塚市青少年対策の基本方針』に替わり、青少年の規範意識確立や自己実現支援等に主眼をおいた新たな基本方針を策定（註6）し、青少年健全育成の一層の充実を図っていくこととします。

重点目標と施策の方向性、及び推進体制

青少年健全育成を進めるうえでまず大切なのは、主役である青少年自らが、自己の成長について真剣に取り組もうとする気持ちを持ってもらうことにあります。私たち大人は、常に青少年の視点に立ってそれぞれの役割と活躍の場を用意し、青少年にそうした気持ちを芽生えさせるよう心掛けていく必要があります。また、地域の連帯が希薄化している今日、大人が外から青少年を見守るだけでなく、青少年と大人と一緒に何かに取り組むことで青少年に社会の一員としての自覚や自立を促せる、そのような環境の整備が必要とされています。

この基本方針では冒頭、育成の基本となる理念を掲げ、目標とすべき次世代青少年の育成像を示しました。平塚市では、青少年の自主性を育む体験機会や活動の場を提供したり、また、地域活動の活性化を図るなど青少年の自立を促せる環境整備に取り組むこと等により、理念にかなう青少年を育成したいと考えます。

しかし現代社会における青少年の諸問題、諸課題の領域は広く、上記の取り組みだけでは理念に示した青少年の育成は実現不可能です。そのためには保健、医療、福祉、労働、警察などの幅広い行政分野がそれぞれの知見に基づき課題解決に向けて対応するとともに、家庭・学校はもちろん、地域住民や事業者等が個々の役割と責任により行動するなど、社会総がかりでの取り組みが不可欠です。

このため平塚市では、青少年の成長と自立を支えるのに相応しいまちづくりのため、家庭、学校、地域、関係行政機関などとの連携を重視した総合的な青少年行政を推進します。そして健康・こども部青少年課においては、重点的に取り組む目標や施策の方向性、推進体制を次のとおり定めて諸事業を実施するとともに、理念の趣旨を周知するなど青少年健全育成の取り組みの輪が広がるよう努めてまいります。

□ 重点目標

- ◇ 青少年の主体性を喚起させ、自立心や積極性を養う体験機会や活動の場を提供する
- ◇ 青少年の成長と自立を支える地域づくり、非行をさせない環境づくりを進める
- ◇ 青少年健全育成推進のための連携を充実させ、連絡協調体制の円滑化に取り組む

□ 施策の方向性

- ◇ 青少年の主体的な活動や社会参画を促すため、青少年の意見を受け止める機会をつくり、その意見を関係事業に反映させます。
- ◇ 青少年の人間性と社会性を育むため、様々な人と交流したり自然や文化にふれあえる機会をつくります。また、国際的な視野や感覚を養ってもらうため、海外交流事業を進めます。
- ◇ 体験学習やボランティア活動などの場を設け、社会参加へのきっかけづくりを行います。
- ◇ 青少年や青少年団体のための活動の場や発表の場を設け、青少年活動の充実と促進を図ります。
- ◇ 親子のふれあいを深めてもらう様々な機会を提供し、明るい家庭づくりを応援します。
- ◇ 青少年団体や青少年育成団体の組織・活動を支援するとともに、青少年と大人或いは青少年同士で取り組める活動を促進させ、地域ぐるみの育成活動を盛り上げます。
- ◇ 他の青少年や地域の人と交流でき、気軽に遊んだりくつろげる居場所を提供・運営するとともに、新たな居場所づくりについても研究します。
- ◇ 家庭・学校・地域・青少年育成団体などと連携し、青少年を見守りともに歩むことができる地域づくりを進めます。
- ◇ 補導活動を充実強化するとともに、関係機関と連携して非行化防止活動を進めます。
- ◇ 青少年の非行の実態や青少年をめぐる問題を広く周知し、大人の関心を高めるとともに、青少年が健全な生活を送ることができるよう広報活動を進めます。
- ◇ 青少年活動を進める上で中心となる青少年リーダーや指導者を養成するとともに、研修会等の充実や表彰制度の活用により一層の資質向上を図ります。
- ◇ 青少年や保護者が気軽に相談できるよう相談体制を充実させるとともに、関係機関相互の連携連絡を進めます。
- ◇ 青少年・家庭・学校・地域・行政が一体となった活動を推進するため、青少年活動の総合的な施策の樹立に必要な事項を調整審議します。

□ 推進体制と役割

青 少 年

活動支援・自立支援

地域社会

家庭と保護者

- ◇家族のふれあいを充実する
- ◇人への信頼と愛情を育む
- ◇子どもの命と安全を確保する
- ◇基本的な生活習慣の形成させる
- ◇望ましい食育に取り組む
- ◇基本的な社会のルール・規範意識を形成させる
- ◇親子で社会参加
- ◇問題行動の早期発見と相談
- ◇家庭の教育力を常に意識する 等

連携

学校と教師

- ◇学力と健康・体力、豊かな人間性を育む
- ◇自他の命と安全を守るための知識や能力を養う
- ◇社会人として成長するための就学体験等の機会を提供する
- ◇望ましい人間関係を構築できるコミュニケーション能力の形成する
- ◇メディアを正しく活用する能力を養う 等

連携

地域と大人

- ◇地域ぐるみの子育てを意識する
- ◇自治会、NPO、ボランティア組織などの地域団体との連携
- ◇青少年の地域活動への参画促進と自主的取組への協力
- ◇青少年の居場所づくりへの支援
- ◇青少年への声かけや見守り
- ◇非行防止のための環境浄化
- ◇コミュニティ活動の促進と支援等

連携

支援等

相談等

連携

活動

行政

市（青少年課）

- ◇親子のふれあう機会づくり
- ◇青少年リーダーや指導者の養成
- ◇青少年交流事業の推進
- ◇ボランティア活動の機会提供と参加促進
- ◇青少年の社会参画を促す機会づくり、及び活動発表機会の提供
- ◇青少年団体・青少年育成団体の活動に対する支援
- ◇青少年施設の運営
- ◇非行防止活動の推進
- ◇相談体制の充実強化
- ◇青少年問題に関する調査研究・広報啓発
- ◇家庭・学校・地域との連携充実及び青少年支援ネットワークの構築
- ◇関係行政機関との連携充実
- ◇青少年行政の総合調整 等

連携

関係行政部局・機関

市教育委員会、市民部、健康・こども部、福祉部、県、警察、児童相談所等

連携

青少年育成関係団体

青少年指導員、青少年補導員
保護司、少年補導員
子ども会育成会、民生委員児童委員
地域教育力ネットワーク協議会
NPO 等

< 註 >

- 1) 青少年とは一般的に子どもから若者（0歳から概ね30歳未満までの者）のことを指すが、この基本方針では学童期から思春期の青少年（小学生から概ね18歳）に比重をおいた。
- 2) 昭和58年7月22日策定。
- 3) 昭和63年に施行し、その中で青少年育成に関する基本方針を掲げている。その後、平成19年に『平塚市総合計画 生活快適・夢プラン（SKYプラン）』、さらに平成28年に新たな『平塚市総合計画 ひらつかNexT』が策定され、4本の分野別施策の中で青少年育成に係る本市の方針や主な事業が示された。
- 4) 青少年健全育成を目的として国や地方自治体、警察等がそれぞれの立場で取り組むが、各行政体にあっても複数部局でさまざまな形で実施している。
- 5) 国の青少年問題審議会が答申した『戦後を超えて－青少年の自立と大人社会の責任－』（平成11年7月22日）で、「青少年を育成保護施策の対象として客体的に捉えるきらいのある“青少年対策”から、青少年を自己実現を図る主体と捉え、自立的自己の確立・自己実現支援等を主眼とした総合的な“青少年政策”へ」の転換が提言されている。また、国の『青少年育成施策大綱』においても、取り組むべき重点課題のひとつに能動性を重視した青少年観への転換を掲げ、青少年施策の見直しを求めている。
- 6) 青少年問題協議会青少年育成部会の協議を経て、同協議会全体会議（平成19年3月22日）で承認。従来の『平塚市青少年対策の基本方針』から改め、註5の内容を反映させるとともに、記述の重複がみられた『平塚市青少年対策実施要綱』との一体化を行なった。なお、この基本方針の施策に関する記述については対象を健康・こども部青少年課の主管事務に限定したが、他部局所管の青少年育成事務については『平塚市総合計画』が定める方針により適切に実施されることを求めることとし、必要があれば今後この基本方針の中でも適宜補う。

令和5年度青少年施策

(単位：千円)

※新型コロナウイルスの影響により事業内容は変更となる可能性があります。

節	事業名	事業内容	R5予算	R4予算
1 ジュニア・リーダー育成事業	1 ジュニア・リーダー研修会	<p>各種研修会を通して、地域や子ども会行事等に積極的に参加、協力できるような中・高校生のリーダーを育成するとともに、その資質の向上を図る。</p> <p>また、ジュニア・リーダーズクラブの会員が積極的に様々な場面で活動できるように機会を提供し、広くジュニア・リーダーの活性化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修期間 5月～3月 ○ 研修内容 デイキャンプ、KYT・ゲーム講習、ハント講習、夏のキャンプ、バレーアート研修会、レクゲーム・レクダンス研修会、宿舎研修など ○ 対象 平塚市ジュニア・リーダーズクラブ生 	490	490
2 青少年健全育成催事事業	1 子ども大会	<p>明るい家庭づくり、明るい地域づくりを目的に、家族ぐるみで楽しめるレクリエーション、野外活動などの内容で、市内28小学校区にて開催する。</p> <p>※下は令和4年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施時期 4月～1月までの主に土・日曜日 ○ 実施会場 市内 ○ 参加推定人員 3,000人 ○ 主な実施内容 スポーツ、ゲーム、ウォークラリー、手作り品工作、野外炊事など <p>※令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大により全28地区中12地区で中止した。</p>	5,876	5,640
	2 平塚市はたちのつどい(旧成人式)	<p>成人に達した青年男女の自覚を促し、社会に貢献できる成人としてのスタートを激励するために、平塚市はたちのつどい実行委員会に委託して実施する。</p> <p>※令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられますが、従来通り20歳を対象に式典を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施期日 令和5年1月9日(月・祝) ○ 実施会場 トッケイセキュリティ平塚総合体育館 ○ 対象者推計 2,552人(平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ) 		
	3 浅間祭	<p>青少年活動の拠点施設である青少年会館とその周辺を会場に、青少年から大人までの相互連帯と世代交流を図りながら、社会参加を促すことを目的として、市民参加の手づくりの良さを生かした浅間祭を開催する。なお、この事業は平成22年度から浅間祭実行委員会が参加団体から参加費を徴収し実施している。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度は中止。</p>		
3 青少年指導員活動事業	1 青少年が行う体験活動の推進	<p>レクリエーションや文化活動など、さまざまな体験活動により、青少年が多くの人と交流しながら人間性や社会性を育むことのできる場や、自らの可能性を十分に発揮できる機会の提供をめざす。</p>	4,429	4,455

節	事業名	事業内容	R5予算	R4予算
	2 地域他団体との連携と活動の推進	地域の自治会等の諸団体や地域教育力ネットワーク協議会などの青少年育成のための機関、団体、指導者等との連携を密にして、青少年が活動する場の提供、呼びかけを行うとともに、地域拠点の公民館、学校、家庭、公園などの有効活用を図りつつ、青少年にとっての明るい地域づくりをめざす。		
	3 青少年が住みよい社会環境づくりの推進	青少年にとって家庭内でのふれあいは大切なことであり、その呼びかけを行うとともに、生活のきまりやしつけなどが身につくように働きかけ、薬物、飲酒、喫煙等の実態調査と適正な協力要請を行うことにより、有害環境の排除とその誘惑に負けない青少年の育成をめざす。		
	4 青少年育成及び青少年相談活動に関する必要な技術研修の推進	情報通信技術等の進歩により社会環境が大きく変化している中、青少年育成や相談のために必要となる知識や技術の習得を図るため講習会や研修会を行い、青少年活動に役立てるとともに、青少年に関わるさまざまな問題に対し、地域での良き聞き手、相談相手、アドバイザーをめざす。		
4 青少年指導・相談事業	1 青少年相談、継続指導	青少年本人やその家族等への適切な助言指導等により、問題の早期解決に努める。相談の内容によっては、専門機関である県保健福祉事務所や子ども教育相談センター等への紹介や、他機関との連携を密にし、より効果的な助言指導を行う。火曜日から土曜日に開設する。なお、相談業務の向上のため、関係機関が実施する各種研修会へ積極的に参加する。	19,728	19,826
	2 ヤングテレホン相談	悩みの多い子どもたちのために「ひとりで悩まず相談を」を合言葉に、学校生活や自分の生き方、家庭のことなど、家族や先生、友達に話せないことも気軽に相談できるように、子どもたちからのホットラインとして、ヤングテレホン相談を開設する。また、手紙による相談も実施している。なお、相談業務の向上のため、関係機関が実施する各種研修会へ積極的に参加する。	19,102	19,200
	3 ヤングメール相談	悩みを持つ子どもが24時間気軽に相談できるよう、ヤングメール相談を開設している。なお、相談業務の向上のため、関係機関が実施する各種研修会へ積極的に参加する。		
	4 愛護指導活動	青少年の問題行動の早期発見、早期指導は非行化防止活動上の重要な施策であるため、青少年補導員、愛護指導員、及び職員等が巡回パトロールを行う。駅周辺繁華街・郊外等を実態に即して巡回し、たまり場になりやすい公園・コンビニ・学校周辺等で声かけ運動を実施する。また、各中学校区の青少年補導員が自主的に企画して地域の関係団体と実施する「中学校区強化愛護指導」を実施する。 青少年の問題行動が生じやすい七夕期間中や年末には、各種青少年関係団体及び地域の協力のもとパトロールを実施し、愛の一声運動を展開する。		
	5 青少年の非行防止に関する強調月間啓発事業	内閣府が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)及び、法務省が主唱する「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間」(7月)において、青少年の健全育成及び非行防止を市民各層に幅広く訴えるため、関係団体の協力のもと、社会を明るくする運動啓発活動を実施する。		

節	事業名	事業内容	R5予算	R4予算
	6 他団体等との連携	学校・警察・教育委員会・保健福祉事務所・平塚児童相談所・家庭裁判所・平塚地区保護司会・青少年指導員連絡協議会、県警少年補導員、NPO法人等と密接な連携を図るとともに、青少年の非行化防止や再発防止活動を推進している関係団体等が開催する会議へ積極的に参加し、情報の収集に努める。		
	7 啓発活動	<p>青少年相談室のPRチラシ、カード、ポスターを作成し、公民館等公共施設及び小・中・高等学校へ配布する。また、ツイッターアカウントにより、青少年相談室のPRを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年相談室啓発チラシの配布（市内小中高校、大磯高校、二宮高校）《年4回》 ・青少年相談室啓発カードの配布（市内小中高校、近隣市町村の高校）《年1回》 ・青少年相談室PRのツイート《週1回程度》 ・愛のパトロール車による郊外への広報活動の展開《随時》 		
	8 NPO法人の不登校・ひきこもり改善事業への活動支援	不登校・ひきこもり対策として、NPO法人ぜんしんが実施する不登校・ひきこもり改善事業を名義後援し、活動を支援する。NPO法人ぜんしんが実施する不登校・ひきこもり改善事業においては、「不登校・ひきこもり改善・自立に向けた居場所づくり」を3回開催する。		
	9 社会を明るくする運動推進委員会への活動助成	<p>「犯罪・非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深める」ことを重点目標に、法務省の主唱で「社会を明るくする運動」が展開されている。本市においては年間を通じ、地区社会福祉協議会・保護司会等16団体からなる「平塚市社会を明るくする運動推進委員会」が中心となり、その運動を市内全域に展開するため、地域ごとに各種団体の協力を得て、地域に根ざした効率的な啓発キャンペーンとして講演会、異年齢交流イベント等を実施する。</p> <p>また、これらの事業を円滑にするため、事業費、運営費の一部を補助する。</p>	100	100
	10 平塚地区保護司会・平塚地区更生保護女性会への活動助成	再犯、非行化の防止、保護司の資質向上活動に努めている平塚地区保護司会の活動を支援するため、運営費の一部を補助する。また、同様に女性の立場で更生保護事業を行っている平塚地区更生保護女性会の活動を支援する。	526	526

節	事業名	事業内容	R5予算	R4予算
5 青少年国際交流事業	1 ローレンス市青少年受入事業	平成2年(1990年)9月に締結されたアメリカ合衆国カンザス州ローレンス市との姉妹都市提携に基づき、両市青少年の交流を図り、青少年の国際的な視野を広めることを目的として実施する。なお、この事業は、平塚市青少年国際交流事業実行委員会に委託し、実施する。 ○ 受入時期 6月30日(金)～7月9日(日) 10日間 ○ 受入人員 青少年8人、引率3人、計11人	4,612 1,111	50
	2 青少年海外派遣事業	青少年活動に指導的役割を果たす中学生・高校生を海外に派遣し、青少年、教育、文化等、諸事情の調査視察、青少年との交歓、交流などの各種活動を通して、指導者としての国際的視野を広め、その成果を市内青少年活動の指導推進に役立てる目的で、昭和60年(1985年)の「国際青年の年」を契機に実施している。なお、この事業は、平塚市青少年国際交流事業実行委員会に委託し、実施する。 ○ 派遣時期 7月21日(金)～7月31日(月) 11日間 ○ 訪問地 カンザス州ローレンス市(本市姉妹都市) ○ 派遣人数 青少年10人、引率3人 計13人	3,501	
6	放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童等を対象に地域の積極的な協力を得て、適切な生活の場で遊びを主とした健全な育成活動を行い、児童の健全育成の向上を図ることを目的に、市が適当と認める団体に委託して実施する。 ○ 放課後児童クラブ数 57クラブ(57支援の単位)(R5.4現在) ○ 保育児童数 2,308人(R5.4現在)	620,743	552,996
7 青少年政策調整事業	1 青少年問題協議会	(1) 全体会議 青少年、家庭、学校、地域、行政が一体となって活動を推進するために、各専門部会が調査した事項について、適切な実施を期するための調整審議を行う。 (2) 専門部会 青少年育成部会、青少年指導相談部会、青少年育成施設部会の各専門部会が担当する専門事項について調査し、全体会議に諮る。 (3) よい青少年をたたえる運動 善行青少年をたたえ、青少年の自信と親愛の情を深め、明るい社会建設の心を育てるよう、広く市民に呼び掛ける。	681	744
	2 少年の主張作文コンクール	(1) 第36回少年の主張作文コンクール 子どもたちが、日常生活や団体活動あるいは学校生活等での体験を通して感じたことや考えていることを発表し、広く市民に聞いてもらうことにより、自分の意見を発表することの大切さを知り、大人の子どもに対する理解と関心を深めるため、実施する。		
	3 青少年表彰式	(1) 市内青少年の健全育成に功労のあった個人に対して表彰する。		

節	事業名	事業内容	R5予算	R4予算
8	青少年団体育成事業	<p>子ども会の組織の強化と自主的な団体運営を助長するため、適切な指導を行っていくとともに、平塚市子ども会育成連絡協議会の運営費、事業費の一部を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 単位子ども会数 41子ども会 (R5.3現在) ○ 子ども会員数 2,656人 (R5.3現在) ○ 協議会の主な事業 安全実技研修会、映画鑑賞作文コンクール、スポーツ中央大会、「平子連だより」の発行 	1,610	1,610
9	青少年会館運営事業	<p>青少年会館を青少年の交流と活動の拠点施設と位置づけ、スポーツ、レクリエーション、文化、ボランティア活動を実施することにより、青少年育成の推進及び指導者養成を行うとともに、青少年の豊かな体験を育み、主体的な活動を促すことにより、青少年の自立と連帯の意識の高揚を図る。</p>	25,935	21,413
10	びわ青少年の家運営事業	<p>青少年及び青少年育成関係者が、恵まれた自然環境の中で、共同生活を通じて自主性、創造性、協調性など、ひとりの人間としての資質の向上を目指した研修活動を推進するとともに、日常の生活と離れた自然の中での生活体験の場を拡大し、自然を大切にする青少年の輪を広げることにより、青少年の健全な育成を図る。</p>	16,096	16,843
11	子どもの家運営事業	<p>子どもたちが健やかに成長するために、地域で異年齢の子どもたちが、遊びを通して、より多くの友達と出会うことにより、豊かな体験と連帯感を身に付け、自主性と創造性を育む場として4館を運営する。</p>	28,329	26,051
12	青少年広場等管理事業	<p>青少年の野外におけるレクリエーション、余暇活動を促すため、活用の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設置箇所数 13か所 (R5.3現在) ○ 設置総面積 15,445.04㎡ 	798	798
青少年課予算総額			729,327	650,916

行政関係機関が実施する青少年育成事業の一覧（令和5年度）

※新型コロナウイルスの影響により事業内容は変更となる可能性があります。

主管部署	事業名	事業目的・内容	実施期日・場所
平塚警察署	少年の非行防止対策及び被害少年支援対策	○ 家出少年・不良行為少年を発見保護するとともに、福祉犯罪の情報収集と取り締まりを強化する。	年 間
		○ 非行防止教室、少年非行防止のための座談会の開催、少年補導員等ボランティア団体と連携した街頭補導活動を実施するとともに、被害少年への助言・指示等の継続的な支援活動に努める。	年 間
		○ 環境浄化対策の強化 関係機関団体及び地域住民と連携し、携帯電話等インターネット接続機器からの有害情報閲覧防止に関して、携帯電話販売店に対する呼びかけ及び、学校、家庭に対する広報啓発など環境浄化活動を実施する。	年 間
		○ 少年柔剣道の実施 少年の健全育成を図るため、柔道は毎週月・木曜日、剣道は毎週火・金曜日に実施する。	年 間
	学校警察連絡協議会の強化	児童生徒の安全を守るため、情報交換・連携を密にし、併せて地域・行政の協力を得るべく参加を働きかける。	年 間
	少年を暴力団から守る活動	少年補導員等ボランティア団体と連携し、街頭補導、非行防止座談会等を開催し、暴力団関係少年の発見と暴力団への加入防止、離脱活動を行う。	年 間
文化・交流課	友好都市交流事業	○ 友好都市少年少女交流キャンプ 花巻市・十和田市・平塚市の小学生でのキャンプ交流 ※対象：平塚市の小学5・6年生男女各6人	花巻市へ訪問 7月26日～7月28日
		○ 友好都市伊豆市・平塚市小学生交流事業 平塚市と伊豆市の小学生での体験学習やグループ活動交流 ※対象：平塚市の小学5・6年生男女各8人	伊豆市へ訪問 8月8日
		○ 友好都市こどもスノー交流 高山市・平塚市の小学生でのスキー交流 ※対象：平塚市の小学5・6年生男女各8人	高山市へ訪問 12月下旬

主管部署	事業名	事業目的・内容	実施期日・場所
人権・男女共同参画課	青少年に関する男女共同参画推進事業	デートDV防止講座の実施 中学校で、生徒や教員を対象に、デートDVの予防対策と、男女平等及び人権尊重意識啓発のための講座を開催する。	未定
		はたちのつどい参加者に啓発物品を配布 男女共同参画社会の実現に向けて若年層の意識啓発を図る。	1月
保 育 課	保育実習事業	市内在住・在学の高等学校生徒を対象に、保育の現場を体験し進路選択に役立てていただき、次世代の保育士等の増加と質の向上を目指す。あわせて乳幼児との接し方を学び将来の子育てに生かすとともに、児童福祉への理解を深めていただく。	夏休み期間中の5日間 午前9時～午後4時 市内各保育園(分園)、認定こども園
	保育ボランティア受入	保育園等での乳幼児との触れ合いを通してその特性を知るとともに、児童福祉への理解を深め、保育ボランティアとして社会活動への参加意識の醸成を図ることを目的に、保育園等で乳幼児の保育補助としての受け入れを行う。	夏休み等(園によって随時) 市内各保育園(分園)、認定こども園
こども家庭課	家庭児童相談	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るために、養護、保健、障がい、非行、育成等のほか、ヤングケアラーの相談を行う。	月～金曜日(祝日及び年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時 こども総合相談担当
教育指導課	児童・生徒指導担当者会	児童・生徒指導担当者の連携を密にしながら、小・中学校の協力体制を確立し、指導体制を強化する。 児童・生徒指導上の課題について、情報交換・相互研修を行うことにより指導の充実を図る。 関係機関等との連携を密にし、協力体制を確立することで指導体制の強化を図る。	4月・6月・12月・2月。 児童・生徒指導上の問題の発生などで必要と認められる場合は、臨時担当者会を開催する。
	平塚市いじめ防止基本方針関連事業	平塚市いじめ問題対策連絡協議会 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に係る機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図る。	年2回開催予定。会場は未定。
		平塚市いじめ問題対策調査会 いじめ防止対策及び重大事態等に対する実効性を高める調査研究を行う。また、重大事態が発生した場合、事実関係を明確にするための調査を行う。	年2回定例会を開催予定。重大事態発生時は、随時開催。会場は未定。

主管部署	事業名	事業目的・内容	実施期日・場所
子ども教育 相談センター	教育相談事業	一般教育相談 不登校や集団不適応、その他の心理的な悩みや課題のある児童・生徒とその保護者・教職員等を対象に、カウンセリング、遊戯療法、助言指導、他機関への紹介などを行う。	月～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 来所相談（要予約） 午前10時～午後5時 電話相談 午前9時～午後5時 子ども教育相談センター
		学校教育相談 教員を対象に、学校生活に対して不適応を起している児童・生徒の課題について、その子どもの内面を深めながら進める学校での対応や支援に関する相談を受ける。	
		不登校児童・生徒訪問相談 不登校により家に引きこもっている児童・生徒に対して、学校・家庭・地域社会と連携しながら、家庭を訪問して継続的な相談・支援を行う。	
		巡回相談 特別な教育的配慮を必要とする児童・生徒がスムーズに学校生活を過ごせるように、学校を巡回して入学前の有効な情報を確実に伝える就学移行支援、並びにその後の経過を追う継続支援を行う。	こども家庭課こども発達支援室くれよんにおいて相談を受けていた児童対象
		相談支援チーム派遣 小・中学校の校内支援体制を支援し、特別な支援を必要とする児童・支援への教育的対応について実践的な検討を行い、支援教育のあり方についての理解を深める。	医療機関を含む相談支援チーム委員を要請のあった小・中学校に派遣
適応指導教室運営事業	適応指導教室 心因性要因等により、学校に登校しない、あるいは登校したくても出来ない児童・生徒に対して、その子が社会生活（学校生活）に適応できるよう解決策を共に考え、カウンセリングや小集団活動を通して、相談・支援を行う。	月～金曜日開室 ・教育相談に申し込み後、体験通室を開始	
スクールカウンセラー派遣事業	児童・生徒の様々な課題を解決するため、本人や保護者のカウンセリングを行うとともに、教職員を援助するスクールカウンセラーを各小・中学校に派遣する。	市内全小学校28校・中学校15校（分校を除く）に週1回または2週に1回派遣（県スクールカウンセラーは市内全中学校に毎週1回派遣するとともに、新たに8人を8中学校校区に派遣）	
スクールソーシャルワーカー派遣事業	児童・生徒による不登校及び問題行動等の未然防止や早期解決、継続的な支援に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを小・中学校に派遣する。	要請のあった小・中学校に派遣	

主管部署	事業名	事業目的・内容	実施期日・場所
社会教育課	平塚市文化祭	市民の文化芸術活動の普及と高揚を図るため、展示発表、芸能発表など創作・発表の機会を提供する。 公募展では書道、写真、絵画・彫刻、及び文芸部門では15歳以上を、子ども家族川柳部門では市内の小学生とその家族を対象に実施する。	10月～11月 中央公民館・美術館
	ひらつか市展	地域の文化活動の高揚と推進を図るために、15歳以上を対象にした書道、絵画・彫刻、写真部門の公募展を開催する。	3月 美術館
	地域教育力ネットワーク推進事業	子ども一人一人の自立と「生きる力」を育むため、各中学校区地域教育力ネットワーク協議会において、地域の特色をいかした世代間交流、体験事業等を推進するほか、こどもサポート看板の設置、夜間パトロールなどの共通事業を行う。	4月～3月 中学校区ごと
	放課後等子どもの居場所づくり推進事業	放課後等に小学校の余裕教室などを活用し、地域の支援を得て、子どもたちが学習やスポーツ・文化活動などの取り組みを行う。	4月～3月 やわた子ども村、港放課後子ども教室、横内マイタウンスクール
	子ども大学ひらつか（奏アカデミー）東海大学	子どもの知的好奇心や感性を育てることを目的として、普段の学校の授業では学べないような大学ならではの講座を、東海大学との連携により開講する。	10月（または11月） 東海大学
	芸術文化子ども体験事業	子どもたちが、長い歴史と伝統の中から生まれ守り伝えられてきた貴重な財産である芸術文化を体験することで、歴史、伝統、芸術文化に対する関心や理解を深め、豊かな人間性を育む機会を提供する。	4月～3月 小・中学校、公民館等
	文化財写生コンクール	市内の文化財や文化遺産が広く市民に親しまれ、末永く保存されるよう、市内の中学生以下の幼児・児童・生徒を対象に開催する。	7月 市内全域 期間1ヶ月程度
中央公民館	埋蔵文化財調査事務所普及啓発事業	文化財に対する愛護意識の普及・啓発のため、市内の小中学生を対象とした体験型講座「親子勾玉づくり教室」等を開催する。	7月・3月 平塚市埋蔵文化財調査事務所
	児童・生徒地域参加事業	異学年・異世代間の交流や地域とのふれあい、あるいは児童・生徒の自主性や創造性を伸ばすような体験学習・活動の機会を提供する。	4月～3月 市内25地区公民館
	家庭教育学級・家庭教育講演会	乳幼児、小・中学生の子どもを持つ保護者等を対象に、子どもを取り巻く諸問題や家庭教育の役割と重要性、親としてのあり方などについて学習するとともに、交流を深め合う場を提供する。	4月～3月 市内25地区公民館・中央公民館

主管部署	事業名	事業目的・内容	実施期日・場所
	地区公民館自主事業	青少年育成に関しては、親子星空観察会・料理教室など親子または子ども同士で参加でき、ふれあいを深め合う場を提供することを目的に、各公民館が特色ある内容の事業を企画・実施する。	4月～3月 市内25地区公民館
	ブロック共催事業	地区公民館がブロック内で共催することによって、人と人とのふれあいを目的としたより大きな事業の展開を図る。	4月～3月 市内公民館等
	中央公民館事業	児童とその保護者を対象としたファミリー講座を実施し、親子で体験学習をする機会を提供する。	8月～1月 中央公民館
	市民体育レクリエーション地区大会	運動やレクリエーションを通して、健康の増進を図るとともに、地域住民がふれあいを深めることを目的として開催する。	9月下旬～10月中旬 市内27会場
	公民館フェスティバル	市内26公民館の利用団体が一堂に会して、活動の成果を発表する。また、その活動成果の発表を通してふれあいを深める。	11月上旬 中央公民館
	公民館まつり	公民館利用団体の活動成果の発表の場として、また地域住民のふれあいを目的として開催する。	1月～3月 市内25地区公民館・中央公民館
スポーツ課	小学校プール開放	水泳を通して児童の体力の向上と心身の健全な育成を図る。	夏季休業中の5日間市内28校の小学校プール
	第60回少年野球大会	野球を通して児童、生徒の連帯を深め、心身の健全な育成を図る。 小学生学童の部、同ジュニアの部(4年以下)、中学生の部、ともにトーナメント方式。 各小学校・中学校区を単位として編成したチーム。	○ 開会式 7月21日(金) バッティングパレス相石スタジアムひらつか ○ 試合 7月22日(土) ～7月30日(日) 大神スポーツ広場・バッティングパレス相石スタジアムひらつか
	第57回少年少女水泳大会	水泳を通して児童、生徒の健全育成と体力の向上を目指し、さらに水に対する危険防止についても理解させる。 個人戦(1人2種目)及びリレー。 種目は自由形、平泳、背泳、バタフライ。 対象は小学校3年生から中学校3年生。	8月6日(日) トッケイセキュリティ平塚総合体育館温水プール

主管部署	事業名	事業目的・内容	実施期日・場所
	第52回少年少女剣道大会	<p>剣道を通して児童、生徒の体力向上と質実剛健の気風を養い、あわせて健全育成を目的とする。</p> <p>小学生1～6年男女（個人・団体戦）、中学生の部（個人戦）ともにトーナメント方式で、各小学校区を単位として編成したチーム。</p>	<p>10月8日（日）</p> <p>トッケイセキュリティ平塚総合体育館第1体育室</p>
	第54回少年少女マラソン大会	<p>マラソンを通して児童、生徒の体力の向上及び健全なる心身の育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学5・6年男子 2,000m ・小学5・6年女子 2,000m ・中学1年男子 3,000m ・中学1年女子 3,000m ・中学2・3年男子 3,000m ・中学2・3年女子 3,000m 	<p>2024年3月2日（土）（予定）Jリーグ開催日によって変更あり</p> <p>レモンガススタジアム平塚及び総合公園周辺コース</p>
	宝くじスポーツフェア ドリーム・ベースボール	<p>一般社団法人自治総合センターと共催し、一般または子どもを対象に元プロ野球選手との親善試合、野球教室等を行う。</p> <p>野球を通して青少年の健全育成や、コミュニティ活動の充実・強化を図る。</p>	<p>11月19日（日）</p> <p>バッティングパレス相石スタジアムひらつか</p>
中央図書館	映画会	<p>図書館の視聴覚資料を紹介し、原作やテーマに関する図書館資料の利用を促し読書への関心を高めるため、子ども向け、一般向けの映画を上映する。</p> <p>※対象：幼児・児童・青少年・一般</p>	<p>中央図書館 年間8回程度</p> <p>西図書館 年3回</p>
	こどもおはなし会	<p>本などに親んでもらうきっかけ作りなど、子どもに対するサービスの一環として、絵本や紙芝居の読み語り、簡単な工作等を職員やボランティアで行う。</p> <p>※対象：幼児・児童とその保護者</p>	<p>中央図書館 毎月3回</p> <p>北図書館 毎月2回</p> <p>西図書館 毎月2回</p> <p>南図書館 毎月2回</p>
	みんなのおはなし会	<p>家族で本などに親しむきっかけ作りとして、手遊び、絵本や紙芝居の読み語り等を職員やボランティアで行う。</p> <p>※対象：0歳～幼児・児童とその保護者</p>	<p>中央図書館 第1日曜日</p>
	子ども読書活動推進プロジェクト	<p>読書活動の重要性を広く啓発するとともに、子どもが読書に親しむ環境づくりを進めることを目的に、子ども読書活動推進プロジェクトを開催する。</p>	<p>中央図書館</p> <p>年1～3回を予定</p>

主管部署	事業名	事業目的・内容	実施期日・場所
	一日図書館員	図書館の仕事を実際に体験することによって、図書館に対する関心や理解を深め、図書に対する親しみを持ってもらう。 ※対象：小学生	中央図書館 北図書館 西図書館 南図書館 年1回 (7月下旬-8月下旬)
	中学生・高校生図書館ボランティア	図書館に対する関心や理解を深め、図書に対する親しみを持ってもらうことを目的に、ボランティアとして図書館で書架整理や配架等を行う。	中央図書館 年2回 夏休み(7月下旬~8月下旬) 冬休み(12月末~1月上旬)
	中・高校生向け臨時学習室	子ども読書活動推進のため、図書館離れが進む中学生・高校生に対し、調べ学習等の場として図書館を利用してもらえるように、中央図書館に臨時学習室を設け、利用の促進を図る。	夏期(7月上旬から8月末)、冬期(12月下旬から3月末)の職員が必要と判断した日 中央図書館会議室
	小中学校の夏休み期間中、地区図書館の開館	12市内小中学校の夏休み期間中の月曜日は休まず開館します。	北図書館 南図書館 西図書館 7月下旬~8月下旬
	子ども読書相談窓口の設置	図書館員が図書館資料を活用し、夏休みの自由研究や調べ学習の補助をする。 ※対象：中学生、小学生	北図書館 南図書館 西図書館 7月下旬~8月下旬
博物館	星を見る会	月や惑星を天体望遠鏡で観察する。	全10回
	体験学習	「化石レプリカをつくろう」、「望遠鏡を作って月食を観察しよう」、「星座早見盤を作ろう」、「不思議な板で万華鏡を作ろう」、「とりの手羽先骨格標本作ろう」「お飾りをつくろう」など小中学生向け体験講座を実施。	夏休みを中心に通年開催。日程は広報等で周知。 博物館内
	「相模川流域ジオツアー入門」	相模川流域を中心に、地形、馳走、史跡などの地球遺産とその価値を野外で学ぶ。	年3回 野外
	祭りばやし研究会	地域の伝統文化である祭りばやしについて、視聴と実際の演奏を通して体験的に学ぶ。	毎月1回土曜日夕方 博物館内(年間会員制)
	自然教室	野外を歩き、身近な自然観察を実施。	全7回、野外
	こどもフェスタ2023	普段見ることのできない、博物館のバックヤードやプラネタリウムの特別投影、火起こし体験、化石ペーパークラフトづくり、むかしの遊び体験、クイズラリーなどこども向け事業を開催	4月29日(土・祝)・30日(日)
美術館	教育普及(ワークショップ)	中高生ボランティアによるワークショップ	夏休み期間中の2日間